

令和4年6月

江南市議会総務委員会会議録

6月21日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和4年6月21日〔火曜日〕午前9時29分開議

本日の会議に付した案件

議案第44号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第46号 都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備
工事請負契約の締結について

議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

請願第14号 布袋駅東複合公共施設の愛称を市民公募にすることを求める請
願書

請願第15号 江南市に同性パートナーシップ認定制度制定を求める請願書
年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 田村徳周君 副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 野下達哉君 委員 古池勝英君

委員 稲山明敏君 委員 堀 元 君

委員 伊藤吉弘君

欠席委員（0名）

委員外議員（10名）

議員 宮地友治君 議員 牧野圭祐君

議員 掛布 まち子 君
議員 三輪 陽子 君
議員 片山 裕之 君
議員 石原 資泰 君

議員 中野 裕二 君
議員 大藪 豊数 君
議員 宮田 達男 君
議員 長尾 光春 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒 稔通 君 副主幹 前田 昌彦 君
主任 伊藤 典子 君 主任 岩田 智史 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田 和延 君

企画部長 阿部 一郎 君

総務部長 本多 弘樹 君

消防長 高島 勝則 君

地方創生推進課長 矢橋 尚子 君

秘書政策課長 平松 幸夫 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒井 博久 君

行政改革推進課長 河田 正広 君

行政改革推進課副主幹 高田 昌治 君

財政課長 安達 則行 君

財政課副主幹 大池 慎治 君

税務課長 向井 由美子 君

税務課主幹	浅野武道君
税務課副主幹	千田美佳君
収納課長	山田順一君
総務課長	今枝直之君
総務課副主幹	横井貴司君
会計管理者兼会計課長	金川英樹君
監査委員事務局長	牛尾和司君
消防総務課長	上田修司君
消防予防課長	杉本恭伸君
消防署長	花木康裕君
都市整備部長兼危機管理監	野田憲一君
都市整備課長	鵜飼篤市君

陳述出席者（5名）

請願第14号 杉本恵子君、中嶋康子君
永田純子君
請願第15号 気駕まり君、古田悦久君

○委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日、皆様御参集いただき、誠にありがとうございます。

ちょっと天気が悪くて、晴れともつかず雨ともつかず息苦しい中ですが、皆様体調に気をつけていただいて、十分に大事な審議、よろしくお願いたします。

市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 9 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 44 号 江南市市税条例等の一部改正についてをはじめ 4 議案と請願第 14 号 布袋駅東複合公共施設の愛称を市民公募にすることを求める請願書をはじめ請願 2 件の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 31 分 休 憩

午前 9 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行いますが、審査の状況によって、請願第 14 号及び請願第 15 号については、午前 11 時頃を目安に審査してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を

得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要である場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第44号 江南市市税条例等の一部改正について

○委員長 最初に、議案第44号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、議案第44号について御説明申し上げますので、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第44号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

次の20ページには江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）を、少し飛んでいただきまして、26ページから47ページにかけて新旧対照表を、48ページには市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 数点お聞きしたいと思います。

まず48ページです。本会議でも出てかなり分かったんですけども、あまり質問が多過ぎてちょっと理解しにくかった部分があるものですから、その

部分に対して少し質問させていただきます。

まず、改正の概要の中で、市県民税関係の中で①番ですね。この中の3つの方式があって、目的は税の公平性ということと、あと影響額に対しては、個人の状況によって異なって、影響額を算定するのは困難という答弁をお聞きしましたがけれども、そもそも論なんですけど、この配当所得の課税方式3つあったんですけど、もう一度教えてください、すみません。

○税務課長 課税方式でございますけれども、3つございまして、1つ目が総合課税、2つ目が申告不要、3つ目が申告分離課税となっております。

総合課税についてでございますけれども、配当所得をほかの給与などとかの所得と合計、いわゆる総合して課税する方式でございます、配当控除を適用した実質的な税率は、課税所得金額が1,000万円以下の方ですと、所得税がゼロ%から23%の累進税率、個人住民税が7.2%になるものでございます。

2つ目の申告不要でございますけれども、配当などの支払いの際に、既に所得税が15%、個人住民税が5%で源泉徴収されているものでございまして、それだけで納税が完納するもので、その所得は合計所得金額に含まれないものでございます。

3つ目の申告分離課税でございますけれども、所得税、個人住民税が支払いの際に源泉されている点とかは、申告不要と同じではあるんですけども、異なる点としましては、その所得が給与などとかの合計所得金額に含まれてまいりますこととか、あと譲与株式とかに関わる譲渡損失の損益通算や繰越控除の適用を受けることができるという点で異なっているものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

何か今回3つの方式があって、本会議の中で聞いたんですけども、今までは有利なところを選んでいたので、今回は課税方式を1つにしてしまって、有利なほうを選ばなくて、実際税が若干増えるような気がするんですけど、気だけですよ、算定はできないということなんですけれども、そんな考えでいいんですよ、基本的には。

○税務課長 今は、課税方式が御本人様のお得な税率ということで、所得税と個人住民税で選択ができるものが今後は一致になってまいりますので、税

率としては上がってくるものですが、そちらが所得税のほうで増えるのか個人住民税のほうで増えるのかというのは、その方々によって異なっているものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

次の③番なんですけれども、住宅ローン控除の適用期限の延長とあるんですけれども、実際所得税で控除し切れない控除額を住民税から控除するという制度の関係だと思えますけれども、市民税が減額されてしまう分、どのように補填されていくんでしょうか。

○税務課長 この改正によって減額される市民税とかの補填についてでございますけれども、この措置につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されるということになってまいります。

○伊藤委員 はい、分かりました。

4年間延長されるということなんですけれども、当然補填される制度も延長されるわけですね。

○税務課長 総務省からの通知によりますと、今回の令和4年度の地方税制改正についての通知の中で、住宅ローン控除の市民税減額分については、全額国費で補填されるということの明記がございましたので、今回4年間延長される住宅ローン控除については、4年間分補填されるというものでございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと1点。次に、固定資産税関係の②番ですね。これがわがまち特例の見直しということなんですけれども、下水道除害施設の特例の割合が変更になるという内容でございますが、まず1点、実際に江南市にこの特例の対象となる施設はあるんでしょうか、こうした施設は。

○税務課長 現在、特例で申請されている施設はございません。

○伊藤委員 あと、その下の新たに設けられる貯留機能保全区域の指定を受けた土地については、該当する可能性はあるわけでしょうか。

○税務課長 この貯留機能保全区域でございますけれども、現在愛知県において指定されている区域はございませんので、現在江南市においてもない状況でございます。

○伊藤委員　　ということは、将来可能性があるから改正していくということ
ですよね、そういうことですね。

○税務課長　　そのとおりでございます。

○伊藤委員　　分かりました。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　　1点だけ教えてください。

26ページの第20条の4のところに、括弧づきのところがありますよね、法
第382条云々と。ここをちょっと教えていただけますか。これは、新しく加
わっているの。

○税務課長　　そちらでございますけれども、不動産登記法の改正が令和6年
4月1日にごさいますして、登記所のほうから市町村への通知事項の中で、D
V被害者の方の住所に代わる事項が追加されて通知されることになってまい
ります。そのことを受けまして、市町村のほうで固定資産税台帳とかに關す
るものですとか、あと納税証明書を交付する際に、こちらの適用を受けてい
る方につきましては、登記所のほうで登録されました住所に代わる事項を印
字してといいますか、そちらのほうを適用して納税証明書とかの交付をする
ということで改正されるものでございます。

○野下委員　　ということは、DV被害者をしっかり守るという形になるんで
しょうか、代わるもので。

○税務課長　　そのとおりでございます。

○野下委員　　もう一点だけ。じゃあそのDV被害者の関係については、第20
条の4のこの部分だけでしょうか、ほかには何か該当するところはあるんで
しょうか、今回の中で。

○税務課長　　ページ数としては34ページと35ページのところに、条としては
第66条の2と第66条の3に関する部分でございますけれども、固定資産課税
台帳の閲覧ですとか、あと証明書の交付の際についても、DV被害者の方の
住所情報が証明書閲覧の際とかに漏えいしないようにということで配慮され
るものでございます。

○野下委員　　分かりました。結構です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時47分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の締結について

○委員長 続いて、議案第46号 都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第46号につきまして御説明申し上げますので、議案書の55ページをお願いいたします。

都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の締結についてでございます。

参考資料といたしまして、56ページには仮契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 本会議でもうほとんど出てしまっていて、細かいことまで聞かれましたからあまり聞くことがないんですけども、その中で、や

はり総合評価落札方式ですか、非常に聞いていて難しい方式だな。入札金額と、あと評価の2つの項目によって点数をつけて評価をするということなんですけれども、今回工事の分離発注の件とか、その辺のところはよく分かって、落札金額が一番最低のところと評価の2番目のところ、そこで決めたということをお聞きしたんですけれども、ちなみに例えば評価が1番で、入札金額は何番目だったんでしょうか、その業者は。

○総務課長 参考までに申し上げますと、評価が一番高かった業者につきましての入札金額は、逆に一番高いものでございました。

○伊藤委員 分かりました。そうしたら楽勝というか、言い方が悪いんですけれども、この林本さんというか、この業者というのが一番よかったということ。

あと1点だけ。この方式ですね、総合評価落札方式、これはいつ頃から導入されているものなんでしょうか。

○総務課長 要領自体が平成19年8月1日から施行となっておりまして、実際の入札を行ったものとしたしましては、平成21年度が最初でございまして、内容は遊歩道、サイクリングロードの整備工事でございます。この後、蘇南公園のテニスコートの改修工事ですとか、北部中学校の雨水貯留施設の設置工事など数々ございますけれども、昨年度までで合計で16件、この落札方式を採用してございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○古池委員 この工事の関係ですけど、完成予定とか、そういうことについては、分かる範囲内でお聞きしたいんですけど、例えば駅前広場はいつ、それから布袋駅線はいつというようなことで。

〔「工期はここに書いてある」と呼ぶ者あり〕

○総務課長 工期末といたしましては、令和5年3月24日での契約となっておりますけれども、実際の完了の時点といたしましては、今後の工事の進捗状況によって変わってくるものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　すみません、ちょっと私が忘れておるかもしれんもんで、いわゆる平面図というか、設計図というか、そういうものはありますか、大体の工事の予定の、大体こういうふうになりますよという。委員会が違うでないかな。

〔発言する者あり〕

○堀委員　　うん。だから、それを見ると大体どれぐらいが予算的にどうだというのが。

○委員長　　暫時休憩します。

午前 9 時 53 分　　休　憩

午前 9 時 55 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 55 分　　休　憩

午前 9 時 55 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査いたしますのでよろしくお願いいたします。

最初に、総務部行政改革推進課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長 行政改革推進課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の64ページ、65ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款1項5目行政改革推進費の情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 3つお尋ねします。

まず1点目、ウェブ会議の主催者用ライセンス使用料が予算に上がっているんですけども、これはどのような製品を使うんでしょうか、分かっているらちょっと教えてほしいんですけど。

○行政改革推進課長 今予定しておりますのは、Webexで「ウェブックス」と読みますけれども、こちらの会議システムのライセンスを導入する予定としております。

○伊藤委員 この製品を他の自治体で使用している実績というのはあるんでしょうか。

○行政改革推進課長 このWebexでございますけれども、愛知県のほうが主催するような会議で使われる会議システムでございます、他市町では名古屋市などでも使用されているということでございます。

○伊藤委員 分かりました。江南市だけだと思って心配して聞いたんですけど

れども、ほかにも使っているということで安心しました。

最後1点、市が行うウェブ会議ということですので、高いセキュリティーを求められると思うんですけれども、その辺の安全性の検証というのはしっかりされているのでしょうか。

○行政改革推進課長　このWebexでございますけれども、世界でのシェアは50%を超えているということで、各国の政府ですとか金融機関、それから国際会議などでも使用されているというシステムでございます。先ほど申し上げましたけれども、愛知県での会議でも使われるということでございます。また、非常に高いセキュリティーを有しているということで、いろんなところで採用されているというふうに認識しておりますので、このシステムは高いセキュリティーを備えているということで整備をしてみたいというふうに考えております。

○伊藤委員　分かりました。オーケーです。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）の財政課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の62ページ、63ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段やや下、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊となります令和4年度6月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございます。19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金の4号補正でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 財政調整基金からという今お話があったんですが、支出先はどこだったっけ、久昌寺のあれかな。

○財政課長 違います。4号の補正予算の財源となりますので。

○堀委員 これはその後か。ごめんごめん。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

○委員長 続いて、議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

それでは、総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）の財政課の所管につきまして説明をさせていただきます。

追加議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございまして、最上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員　先ほどちょっと聞きかけたんですけれども、これに対して財政調整基金から出すということですが、例の久昌寺の補償費ということでも出されるわけですね。それに対して財政調整基金から出すということですが、財政調整基金というのは、そういうものに使ってもいいものかどうかなという、総務部長、ちょっと見解をまず。

○総務部長　今回の補正予算の財源ということで、教育委員会の生涯学習課のほうの歳出のほうに充てさせていただく、財源調整ということで出させていただくものでございます。

今回、歳出を見たときに、国や県ですとか、あと地方債などの特定財源がございません。充てる財源がございませんことから、一般財源にて調整、対応をしていくという形でございます。今回の文化財保護事業に係る歳出には特定財源がないということで、一般財源である財政調整基金を活用させていただくというものでございます。よろしくお願いをいたします。

○堀委員　特定財源というか財源がないからやむを得ずと、財政調整基金から使うということですが、これに対しての積算、305万円かな、それに対して財政調整基金のいわゆるこちらのほうには明細とか、そういうものは上がってきていますか、積算の根拠。

○財政課長　305万円の積算根拠ということで、当初課長級レベルでのヒアリングの段階では、口頭での予算要求でございましたので、総額という形で審査のほうを、ヒアリングのほうを行っております。その後、ヒアリングの中で、当然積算の根拠というものが必要にはなってくるものですから、その根拠については、担当課のほうには取るようにということでヒアリングの中で申し添えて行っております。

○堀委員 ヒアリングのみで金額を決定したということをおっしゃられたんですけども、やはりこういう非常に重要な問題で、社会的にも一般で新聞、マスコミ等でも非常に問題が出ていますね、現在。ですから、こちらのほうとしても、しっかりとその根拠を文書等でお出しただいて、それで審査していただいたほうがいいと思いますし、私ども委員としてもそれは必要だと思いますが、いかがですか。

○財政課長 今、委員おっしゃられますとおり、予算編成に当たってのヒアリングということで、積算根拠のほうを御提示いただいて出すというのが通常の流れでございます、今回の事例については、その中の数少ない一つになってしまうというのは確かに現実でございます。今回、議案質疑の中でも教育長のほうから御答弁がありましたとおり、補正予算を編成するに当たって、緊急性ということと、あと市民ニーズ、要は市民からの要求度、それから財源の当然有無ということで、この辺りを補正予算を編成するには財政当局としては見るということになってまいります。

ヒアリングの中でも話が当然あったわけですが、そういった緊急性と、それから市民要求、市民からのニーズという観点で、今回は多少イレギュラーという形になりましたが、口頭でやらせていただいたという経緯がございます。ただ、委員おっしゃられるとおり、積算根拠ということで、改めてこちらサイドとしても必要性はございますので、必ず取るようにということで申し添えをさせていただいたという経緯でございます。

○堀委員 本会議等でもいろいろ問題になっておるものですから、我々委員として、その積算根拠の正確なのをぜひ見たいものですから、取り寄せていただくわけにはいかんのかな。というのは、いろいろ聞くと、積算根拠の中に例えば人工、いわゆる人を雇ってみるそれをキャンセルしたとか、それから重機のリースとか、そういうようなものもあるというふうに実は聞いたんですわ。ですから、それが本当にそうなのかというようなこともよく分からんものですから、しっかりともう一遍調べてみたいということでもありますので、ぜひ出していただきたい。委員として申し上げます、要求します。以上です。

○総務部長 委員からの強い要望ということで御理解のほうをさせていただ

くんですけれども、あくまでも今回は財政調整基金の御審査をいただく場でございますので、歳出につきましては、厚生文教委員会のほうで御審査をいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○堀委員 財政を担当する委員として、やはりそういう正確なものを見て判断したいというふうに、財政として適当かどうかいうことを判断したいというふうに思いますが、それはすぐ公文書で取れるんじゃないですか。と思いますが、どうですか。

○総務部長 今、公文書の開示請求で取ったらというお話がございましたけれども、恐らく通常の手続でいきますと、金額のところは黒塗りになってお出しするという形になってしまいますので、恐らくそういった形になるんじゃないかなというふうに思います。

○堀委員 金額が黒塗りということは、金額の明細を見せたくないということ。いわゆる要求してみえる金額の……。だけど、それを把握しないで、簡単に財政のほうとしてはオーケーと言うの。

○財政課長 予算審議の中では、積算根拠というのは、財政当局としては求めましたので把握をしております。公文書請求への対応というところの点で言えば、今回は所有者の方と事業者の方との民事契約の内容……。

○堀委員 そんなものは分かっておる、そんなのは分かっておるの。

○財政課長 という観点が若干ちょっと公文書請求の場合の対応としては、個人情報というか非公開情報という形で黒塗りをさせていただく形になるかもしれないということでございます。

○堀委員 我々市民の血税を使う以上は、いつも言いますが、チェックするという意味において、やはりきちっとそこを把握して、これは財政としては仕方がないですよというふうにやるのが当然だと思いますが、その点いかがですか。

〔「ちょっと暫時休憩してくれる」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午前10時13分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩します。

午前10時20分 休 憩

午前10時22分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「ちょっと待っておって」と呼ぶ者あり〕

○委員長 待ちます。

暫時休憩します。

午前10時23分 休 憩

午前10時23分 開 議

○委員長 では、皆様おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

今、資料提示をさせていただくという御提案がございましたが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、それを整えさせていただきますということでお時間いただきます。

暫時休憩します。

午前10時24分 休 憩

午前10時24分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、暫時休憩します。

資料を提示しますのでお待ちください。

午前10時24分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長 大変お時間のほうを取らせまして、申し訳ございませんでした。

資料のほうが整いましたので、これから配付のほうをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○委員長 配付を認めます。

配付してください。お願いします。

〔資料配付〕

○財政課長　　ただいま配付させていただきました資料2枚でございます。

財政課のほうでヒアリングをさせていただき、最初は口頭でということ
でヒアリングのほうを行っていく中で、積算根拠を把握するよ
うにという話をさせていただいたその中で、担当課のほうより財政課のほう
に対して、これは同じ文書でございますけれども、この内容を基に積算の
内容を確認したというところでございます。

民事契約の中でのなかなか中身、深いところまで不十分な点という
ところは確かにありまして、我々としても財源を手当するに当たっては、
やっぱり貴重な税金を使うという観点は常に持っている中でございま
すけれども、限られた資料の中でこちらのほうでヒアリングをしてきた
ということでございます。

今回の請求ということで、メール文でございますけれども、下から4
行目ということで1日当たりが2万8,000円が適当。3行目に人数11
人工ということで、実際にこの資料2枚で今回の積算という形でヒア
リングのほうを行ってまいりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　貴重な資料をいただきまして、よく分かりました。残念
ながら、この黒塗りの部分が分からんもんですから、この日数の総合計
が304万9,200円ということだと思いますが、間違いはないですね。
ということですが、私も二、三回庫裏の工事がこれから始まる時
き、ずっと実は現場を見せてもらいました。そのときに、人工とい
うことで書いてあるんですが、実際の人工がその日に何人おったか
なんていうことは、現場見な分からんわけですね。そういうことも含
めていろいろ疑問が生じて、この資料を請求したんですけれども、し
っかりと財政の方、協議をされてのこの金額の提出ということであ
りますので、大変御苦労さまでございました。ということあります。資
料ありがとうございました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　大藪議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2号の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員　ありがとうございます。

それではお聞きしたいことがございます。

今回、これは、恐らく民民の交渉ということで、市が立ち入ることというのは大変難しいことだというふうに私は考えておりますが、私どもは、やはりこれは総務委員会ですから当然ですけれども、これは財政のほうから出してこなきゃいけない、要するに出のほうですね、こちらのほうで審査をしなければいけないということで、我々議員というのは、何かで比較対象をしなければならぬと思うんです。

先ほどおっしゃったように、これは業者の見積りですよ。業者なんですけど、比較資料としては、市の積算根拠を示されないと、やっぱり予算額の審査というのは厳しいのではないかなというふうに考えます。議会は同じようにこれを審査すればいいのか、まずこれを当局のほう、要するにそちらのほうでつくられた積算根拠を示していただかないと、それを審査することは厳しいと思うんですが、いかがなものでしょうか、お答えください。

○財政課長　305万円の積算根拠につきましては、ただいま資料としてお渡しさせていただきました1日当たりの単価と人数というところと、あと消費税分という形でございます。財政といたしまして、この金額の妥当性という観点で申し上げますと、仮に例えば公共工事ということで、市が発注した工事の場合を想定したとして、その単価に置き換えた場合ということも、一度担当課のほうには試みるようにということで話をさせていただきました。その結果、一応この金額305万円よりは高額になるという形での報告をいただいているところでございます。

したがって、今回限られた情報の中での予算精査という形にはなっていないとしまして、議案上程の積算根拠といたしましては、ただいま資料として

御提示させていただいております単価、人工という形で積算のほうを組ませていただいております。

- 大薮議員　大変丁寧な御説明で、財政のほうは今おっしゃった内容というのは、もう妥当だと思います。それは正しいですね。でも、担当課が実際にこれを比較した上での設計書というのか設計があるはずですよ。これを示していただかないと、議会は何を対象にこの予算が妥当かどうか決めるんですか。だから、財政はいいですよ、それで。財政はいいんですけども、財政のほうからすれば、これも恐らくそういった担当課の判断があった、なかった、それからさっき財政課長がおっしゃったその内容についても書面で我々は見えていません。ただ、口頭で言われただけでは判断材料にならないですよ。ですから、そこをしっかりと議員がどのようにしてもいいようにしていただきたいと思っております。

〔「要望かな」と呼ぶ者あり〕

- 大薮議員　いいですか、引き続き。
○委員長　簡潔に。
○大薮議員　今言った内容は、財政にお願いすることではなくて、財政はもう妥当性があると私は認めましたが、担当課のほうがちやんとした設計を出してもらわないと判断材料ができないので、そういうものを出してくださいという要望で終わります。以上です。
○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時48分　休　憩

午前10時48分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

すみません。ちょっと委員長から一言。

ただいま配付した資料についてなんですけれども、議場では再配付しないということですのでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、請願第14号の審査を行います。

当委員会へ傍聴の申出がありました。

傍聴については、委員会条例第18条の規定により委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっています。傍聴を許可したいと思いますが、御意見はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

請願第14号 布袋駅東複合公共施設の愛称を市民公募にすることを求める請願書

○委員長 それでは、請願第14号 布袋駅東複合公共施設の愛称を市民公募にすることを求める請願書についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第14号、令和4年6月10日受付、件名、布袋駅東複合公共施設の愛称を市民公募にすることを求める請願書。

請願者、江南市東野町河戸92番地、江南あおむしの会、代表、中嶋康子ほか299名。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

布袋駅東複合公共施設の愛称を市民公募にすることを求める請願書。

請願趣旨、2023年に開館する布袋駅東複合公共施設の愛称を企業に募集す

るという話を聞きました。江南市では既に、K T Xアリーナ（江南市スポーツセンター）、Home & n i c oホール（江南市民文化会館）と企業名がつけられた公共施設がありますが、市民にとっては分かりにくく、市外の人からも戸惑うという声を聞きます。今回は5年契約で企業から愛称を募集するということですが、5年で公共施設の名前が変わる可能性があるというのは、避難場所としての役割を担う公共施設としてもふさわしくないと考えます。

市民の多くは、古北にじいろ会館と同様に、市民公募で名前がつけられると考えています。

公共施設は、市民の税金が費やされている市民の財産です。これから末永く利用する施設です。市民、特にこれから江南市で成長していく若い人たちからも愛称を募集し、関心を持ってもらい、自分たちが育てていく施設として意識を高め、多くの市民が施設に愛着が湧くよう、愛称は、市民公募を考えていただきたいと思います。

以上の趣旨に沿って、以下の事項について、請願をします。

請願事項。

1. 布袋駅東複合公共施設の愛称を市民公募でつけてください。

以上です。

○委員長 この請願について、意見陳述の申出がありました。

意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるということになっております。

また、陳述出席者につきましては3名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようですので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いします。

陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○陳述人（杉本） 　　では、失礼します。

既に布袋駅東複合公共施設の命名権については、6月の広報で募集がされていますので、この請願書面が採択されることは難しいと思いますが、あえて陳述をさせていただきます。

江南市は、平成28年にネーミングライツについて市議会と協議をされ、平成29年に制度運用を開始されたと聞いています。そして、これまで江南市スポーツセンターと江南市民文化会館の愛称を企業に募集してつけました。しかし、これに関して、市民意向調査やパブリックコメント等で市民の意見を聞くことはありませんでした。公共施設は、市民の税金が費やされており、市民の財産です。江南市スポーツセンターや江南市民文化会館については、市民の多くが利用する公共施設ですが、企業名がつき、市民からは、これってどこのこと、名前の意味は何、などと戸惑う声があります。

それに対して、今年4月に開館した古知野北の複合公共施設は、市民の公募で古北にじいろ会館という名前がつけました。それを考えた市民も、応募した市民も、自分たちが名前を考えたという事実が残ります。そして、施設に対する愛着も湧きます。布袋駅東複合公共施設はにぎわいの創出という目的もあると聞いています。ならば、愛称を市民から募集し、開館する前から市民にとって身近な存在としてアピールしたほうがよかったのではないのでしょうか。

特に、これから江南市で成長していく若い人たちからも愛称を募集して、関心を持ってもらい、自分たちが育てていく施設として意識を高めるチャンスだったのではないのでしょうか。少しでも自主財源を確保するという理由で、せっかくのチャンスを逃してしまったのは残念でなりません。お金には代え難いものがあるのではないのでしょうか。

布袋駅東複合公共施設は、江南市に通ってくる学生も含め、市外からの利用者が多くあると予想されます。そういう施設に企業名がついていれば、企業の施設のようにも感じます。ましてや5年ごとに名前が変わる可能性があるという制度なので、今後名前が変われば、市民や利用者は戸惑い、愛着が湧かなくなるのではないのでしょうか。

公共施設は、建てたら終わりではなく、利用する人たちがどのように生か

していくかが重要です。公共施設を利用する人、それを支える人がどのように関わっていくかがその施設の価値を決めると考えます。そう考えると、市民公募で名前をつけることの意義は大きいと思います。ちなみに、安城市の「アンフォーレ」、それから塩尻市の「えんぱーく」は市の名前を含んで施設の名前をつけています。塩尻市の「えんぱーく」は、さらに全国から名前を募集したというもので、安城市、それから塩尻市の市民にとっては非常に愛着の湧く名前としてつけられています。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

これより委員から陳述出席者の方へ質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者の方は傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

御意見はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前10時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第14号を採決いたします。各委員の御意見は……。

暫時休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査を行います。

御意見はありませんか。

○伊藤委員 意見を聞かれたようでございますので、基本的に江南市のスタンスとして今までネーミングライツということで、ある程度企業からお金をいただいているということで、実際気持ちは本当によく分かるんですよ。よく分かるんですけど、私としては、逆に布袋駅の隣にある図書館ということで、それで十分私は通じると思うんですよ。どこかの大きなところに1つぼんとあるんじゃないかと、たまたま布袋駅に併設されておるものですから、場所的にはそれで十分通じると思うんです、市外の方にも。

実際、今回5年契約なんですけど、5年後にやはりたくさん乗降客がいる布袋駅、そうするとやはり宣伝が、非常に効果があるということで企業がひょっとして5年後に多額でまた契約金額を出してくるかも分からないですよ、5年後にとっては。そうすると、やはり江南市にとっては、非常に愛知県の中では財政が厳しいところでございますので、少しでもやはり収益を得て、財源を確保するということが、私は今までどおりこの施設に対してもネーミングライツが必要だと私は思っております。以上です。

○委員長 結論的には採択か不採択かでどちらかを。

○伊藤委員 一応不採択です。

○野下委員 同意見でございますが、今請願者の方が当初に今募集が始まっているこの時期にというお話がありました。そのとおりなんですね。もう動いている段階で、募集が始まっておりますので、ここの請願事由、この愛称を市民公募でつけてくださいというのは、これはちょっと無理があるんじゃないかと、この時期では。そう思いまして、2つの意見で不採択と。

○委員長 ありがとうございます。

○稲山委員 野下委員と一緒に、広報等で募集もかけておりますので、今さらということではありませんけれど、ちょっと遅いかなという気はせんでもありません。

それともう一点、江南市といたしましては、ここに書いてあるように、KTXアリーナ、Home & n i c oホールといってネーミングライツで企業

からしっかりといいいますか、お金をいただいております。ここへ来て、この案件だけ特例といいいますか、そういった形でやるということにつきましては、既存の企業に対してはどういった補償が出てくるのかなとか、そういったことも懸念されますので、この件につきましては、私としては不採択と考えます。

○委員長　ありがとうございます。

○古池委員　このネーミングライツというのは、やはり財政が非常に厳しい江南市にとっては、ネーミングライツをやるということは非常にいいと思っております。ただ、今の愛称につきましては、やはり財源を少しでも多くするというようなことで、やはり企業じゃないとネーミングライツの応募がないかというふうに思います。例えば一宮市の例を出しますと、総合体育館、これは「いちい信金アリーナ」というような形でネーミングライツされております。それから、名古屋市なんかですと、総合体育館「日本ガイシスポーツプラザ」。

ただもう一つは、企業の名前じゃなくて、いわゆる企業の商品名、そういうこともできるわけです。例えば「味の素スタジアム」、これはスタジアムとかスポーツプラザとか、そういうふうに名前が出てますので、企業での募集というのは一番いいんじゃないかというふうに思っておりますので、この件につきましては、不採択というふうに思います。

○委員長　ありがとうございます。

○堀委員　このネーミングライツについて、前の全員協議会なんかで説明がありましたね。そのときに、紹介議員の方、何か言われましたか。

〔「反対しましたよ」と呼ぶ者あり〕

○堀委員　反対されたでしょう。で、結果はそのままいくというふうになったわけでしょう。だって、反対をされたんですけれども、この民主主義の国家ですから、決定した以上はこれはやむを得んというふうに思いますよ。

ですから、まさに皆さんの御意見のとおり、もっと前にそういう請願があって、議会としていろいろ協議した結果ということになればよかったですけれども、ちょっと遅かったんじゃないかなということで、気持ちは分かりますが、やむを得ずこれは不採択ということですよ。

○東猴委員 将来的に江南市が財政的に潤って、余裕がある自治体になったときには、先ほど請願者の方がおっしゃられたような取組は大変有意義な取組だと思いますが、今ちょっとみんな必死こいてどう収入を上げるかということに全力を尽くしておりますので、今の段階では不採択とさせていただきたいと思います。

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時06分 休 憩

午前11時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第14号を採決いたします。

各委員の御意見は不採択とすることですが、不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

請願第15号 江南市に同性パートナーシップ認定制度制定を求める請願書

○委員長 続きまして、請願第15号の審査を行います。

それでは、請願第15号 江南市に同性パートナーシップ認定制度制定を求める請願書についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第15号、令和4年6月13日受付、件名、江南市に同性パートナーシップ認定制度制定を求める請願書。

請願者、江南市宮田神明町旭48番地、気駕まり。

紹介議員、伊藤吉弘、岡本英明、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2を御覧いただきたいと思います。

江南市に同性パートナーシップ認定制度制定を求める請願書。

請願趣旨、「パートナーシップ認定制度」とは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に「同性カップル」とであると認定する証明を発行し、様々な行政サービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

この制度は、2015年東京都渋谷区・世田谷区で初めて実施され、2021年6月で100自治体を超え、そして2022年6月現在では日本全国200以上の自治体で実施されています。

これにより法律上の効力（相続、税金の控除等）は生じませんが、行政がパートナーと認定することにより、同性カップルに対する一定の社会的承認が得られ、性的少数者の生きづらさや悩みが軽減するとも言われています。

また、実施に当たっては同性パートナーに限らず、トランスジェンダー、バイセクシャルなど、一方または双方が性的マイノリティーのカップルや、様々な事情で婚姻制度を利用できない事実婚のカップルも、多様な生き方と個性を尊重するという意味で、この制度の対象者とするのが望ましいと考えられます。

第3次こうなん男女共同参画プランには、「性別にかかわらず、人権が尊重され、だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します」とあります。江南市がパートナーシップ認定制度を創設することは、この理念を具体的に実施することです。これにより、市在住の同性カップル及び性的少数者の生活向上のみならず、様々な個性を受け入れていく寛容で暮らしやすい市と人々が認識し、江南市へ移住を考える人が増加するならば、市にとっても喜ばしいことではないでしょうか。

請願事項。

江南市は、性的少数者を含めた市民の人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進するために、同性パートナーシップ認定制度を創設してください。

以上です。

○委員長 この請願について、意見陳述の申出がありました。

意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるということになっております。

また、陳述出席者につきましては2名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いします。

陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○陳述人（気駕） おはようございます。

請願を提出した気駕と申します。

隣に座ってみえるのは、この請願に賛同し、協力していただいた古田悦久さんです。

まずお尋ねします。今の日本において、全人口に対するLGBTQ、いわゆる性的マイノリティーの割合はどれほどか御存じでしょうか。

○東猴委員 様々なデータがありますが、世界も日本も1%から約十数%とされています。

○陳述人（気駕） 少なく見積もって、大体7%から8%とされています。13人に1人です。これは、学校が40人クラスでしたら3人ということになります。そのような人はいなかったと多くの人は言うかもしれません。当然です。彼女ら彼らは、自らはもちろん人から問われてもLGBTQであることを表明しません。なぜか、理由は簡単。差別、偏見があるからです。

日本は、LGBTQの基本的な人権に関しては後進国です。まず、性的指向の差別全般に対応する法律がありません。先進国と言われる国々には、平等法や差別禁止法があります。加えて同性婚を認めるなど、パートナー関係を保障する法律を制定しています。同性婚を認めていない国は、G7では日本だけです。そんな中、自治体が行っているパートナーシップ制度は、性的少数者を保護するための、差別や偏見をなくしていくための数少ない貴重な制

度だと思っています。江南市にはまだこの制度がありません。だから、今回
請願を行いました。

今現在、日本全国でパートナーシップ認定制度が取り入れられている自治
体は200以上です。これは、日本総人口の5割以上をカバーしていることにな
ります。制度の大まかな流れとしては、利用を希望する2人がまず市や町
長に対し、互いがパートナーであることを宣誓します。その後、宣誓受領書
が交付され、それを市、まち、事業者の窓口で提示することで、婚姻関係同
様とみなされ、家族として同等のサービスを受けられるようになります。

例えば、蒲郡市パートナーシップ宣誓制度ですと、宣誓できる条件として
は、2人とも二十歳以上、蒲郡市民であること、配偶者がいないこと、近親
婚でないこと等々が上げられています。同性に限定していないので、この条
件を満たしていれば、事実婚のカップルでも可能です。

受領カードはこのようになります。カードを返還するときは、パートナ
ーシップを解消したとき、一方または双方が市外に転出したとき、ほかの人と
婚姻、またはパートナーシップを形成したとき、パートナーが亡くなったと
き、虚偽が判明したときと決められています。効力としては、家族として市
営住宅への入居が可能になると書いてあります。これは、自治体によっては、
市立病院で家族として扱われると書いてあるものもありますが、蒲郡市に関し
てはここまでです。内容はとてもシンプル。策定する側の労力は少ないとの
印象を受けました。以上、具体例で説明いたしました。

このように、あくまで市の要綱に基づいて実施されるものですから、制度
でできることは僅かです。しかしながら、この制度のあるなしでは、人権と
いう観点から大きく異なってきます。なぜなら、市内の様々な場所でカード
を提示することによって、パートナーシップという考え方を社会に根づかせ
ることができるからです。これは、市民や市内事業者、人々の性的マイノリ
ティーに対する正しい理解促進に貢献します。そして、これは何よりも若い
性的マイノリティーの人々に希望を与えるものです。この制度をつくって一
体誰が困るのでしょうか。誰も困りません。これは、人権尊重の意味合いで
つくる大切な一取組です。

したがって、江南市でつくるのには時期尚早、つくっても誰もしないだろ

う、江南市に必要ない、そういった考え方は捨ててください。これは、利用者ゼロでもつくる制度なのです。江南市は、男女共同参画都市を宣言している市です。江南市民の多様な価値観、生き方を認めていく社会づくりのためにも、江南市がパートナーシップ認定制度を積極的に導入していくことを求めます。以上です。

○委員長　　ありがとうございました。

これより委員から陳述出席者の方へ質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○堀委員　　今お話をお聞きしておりました。人数的に、何か初めのほうに13人に1人というようなことを言ってみえましたが、これは全人口の13人に1人ですか。

○陳述人（気賀）　　そうです。

○堀委員　　それから、非常に多くの方が困ってみえますということで、この制度をぜひ行政のほうで認定していただきたい、いわゆる夫婦と同じような形で認定していただきたいという意味ですね。

○陳述人（気賀）　　はい、そうです。

○堀委員　　はい、分かりました。

それで、ちょっとお伺いしますが、私は今、話は余談ですけど、毎朝カボチャの花を毎日雄花と雌花を受粉させて、受粉させないことには実がならないんですよ。非常に立派な実がなるものですから、毎日毎日いわゆる雄花と雌花を受粉させてやっております。これが自然の流れなんですね。そのような中で、こういうパートナーシップ認定ということで認定された方がどんどん仮に増えていった場合は、どのようになるかお聞きしたいです。

○陳述人（古田）　　制度ができたからといって、性的マイノリティーの人が増えるということはありません。今まで公表できない人がたくさん見えます。様々な理由です。例えば職業で差別されるとか、近所に知られると余計なうわさが立ったりして暮らしていけなくなるとか、そのようなことで公に

できないだけで存在しています、今でも。自治体がこのような制度をつくってバックアップしていけば、そういう人たちが自分のセクシャリティーについて公にできるような社会通念が育まれていくと思います。

○堀委員　これを認定することによって、認定された方がいわゆる男女の夫婦と同じような行政のサービスを受けられるから認定してほしいという意味でしたね。

今、収納課長、見えますね。見えますが、独身の方と夫婦になった場合と、税金の払う基準はどのように変わりますか。

○収納課長　収納課としては様々な例がございますが、まずちょっとその前に税務課のほうで。

○堀委員　税務課か。

いわゆる独身の方と結婚してみえる方が2人ずつおったとしますね。そのときの夫婦の方と独身の方2人の税金がどうなりますかということですね。

○税務課長　結婚されている方で配偶者の方の所得が一定以下の方であれば、配偶者控除が配偶者の人に控除があります。

○堀委員　控除があるわけね。当然できますわね、それは当然ですね。

国民健康保険とか、そういうようなものはどうなりますか。

○総務部長　国民健康保険は扶養という概念がありませんので、それぞれ変わらないと思います。

○堀委員　今度そうなった場合に、扶養者とそうでない方ができるわけですね、結婚した場合は。そうすると、扶養者のほうに税金がかかってくるものが非常に変化があるわけです。その話を踏まえて、行政がそのことに対して介入するということは、非常に影響が行政に対しては大きいものがあるんじゃないかなというふうには思います。

一緒に生活をしていただければそれで結構ですよ、自由ですから。自由ですから、家庭を持ってやっていただければ結構です。何ら束縛する必要はありません。それに対して、行政のほうにサービスをせないかんということになってくるものですから、そういう場合に当然市民税とか、いろいろな面に影響してくるわけですね。そういうことも含めて考えると、このことが始めていいとか、悪いとかということになって私は判断したいというふうに思いま

す。

○委員長 他に御意見はよろしかったですか。

○堀委員 誰が困るのかということを書いて、意見も書いてみえましたね。そういうことも含めてね。

[発言する者あり]

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者の方は傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

御意見はありませんか。

○伊藤委員 私、紹介議員になっていきますので、請願の趣旨のとおりなんですけれども、特に同性婚が認められていない日本において、やはり少なくともパートナーシップ制度である程度それを救ってあげる。特に性的マイノリティーの方も、先ほど言われたように割合に見えますので、その方をやっぱり救っていただくということで、やはりこういう制度がどしどし出てくる、各自治体がこういう制度を認めると、日本全国そういう形になって、同性婚を認める国になっていくと私は思っていますし、また今回江南市は愛知県唯一の男女共同参画宣言都市でございますので、何かそれに見合ったんじゃないですけど、特徴がないもんですから江南市は。だから、少なくともパートナーシップ制度を認めて、男女共同参画の宣言をしておる江南市だよということでPRしていったらいいんじゃないかと思います。賛成です。採択ですね。

○委員長 ありがとうございます。

○野下委員 今おっしゃったとおりですけど、国でも賛否両論ありまして、国で同性パートナーの方を保護していこうという、まだ法律ができておりません。あと、江南市において、同性パートナーシップの制度を導入という請願なんですけど、江南市自体がまだ同性パートナーも含めて、LGBTの取組が進んでいないと私は認識しています。ですので、やっぱり市民の方も当

然ですけど、賛否両論というのは出てくるんです。ですので、行政のそういう努力と、あと市民の方々がもうちょっとこういうところの方々に理解を進めるような形の段階であれば、また可能かも分かりませんが、現在では少しそういったところで難しい部分があるのではないかなというふうに思いますので、私個人的には今回のこの請願については不採択という形でお答えします。

○稲山委員　基本的にとりか前提として、同性婚及び夫婦別姓は反対です。その中で、このパートナーシップ、先ほど堀委員が言われましたけれど、好きな者同士勝手にやっていただければいいかなと私は思っております。そんな中で、ここの中に同性カップルに対する一定の社会的承認が得られ、性的少数者の生きづらさや悩みが軽減するとも言われていますというふうに書いてありますけれど、別段それに対してどうのこうの言うことも私はありませんので、別段反対する理由もございませんので、やっていただければいいんじゃないですかという。

○委員長　採択ということによろしいですか。

○稲山委員　はい、採択で結構です。

○古池委員　先ほど伊藤委員が言われましたとおりで、採択のほうでいいです。1つは、やっぱり時代の流れですね。そういうふうに捉えれば、非常にいいんじゃないかというふうに思います。採択です。

○委員長　採択ですね。

○堀委員　今日も新聞に大きく載ってましたね、裁判の結果が。につながるんでしょう、これは。

〔「関係ない話だ」と呼ぶ者あり〕

○堀委員　それにつながる可能性があるものに対して、私はまだ時期尚早ということで、もっとやっぱり議論したほうがいいと思いますので、不採択ということでお願いいたします。議論を続けて、もっと。

○委員長　不採択ですね。

○堀委員　はい。

○東猴委員　この性的マイノリティー、LGBTQの問題は、日本国内のお話にとどまらず、これは世界の流れであります。私も、昔はこういった性的

マイノリティーの方、本当におられるんだろうかと懐疑的な時期もありましたけど、先ほど言いましたように、いろんなデータによって違いはあるものの、1%から十数%、世界も日本もいるというデータがもう指摘されております。そういった中、東京都も先週LGBTQの方に区営住宅、公営住宅の入居も認めるという内容も含めたパートナーシップ条例を可決しております。しかも全会一致で。

私個人としては、江南市に同様にLGBTQ、性的マイノリティーの方の人権を守っていこうという制度設計を求めることは、市議会議員としての仕事だと思っておりますので、この請願に採択することに一ミリの迷いもありません。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休 憩

午前11時31分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第15号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数です。よって、本請願は採択することに決しました。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にし

てタブレット端末に配信してありますので、参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　では、御意見もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、前年度に引き続きということでありますけれども、マイナンバーカード（情報管理）について、公共施設マネジメントについて、収納・滞納対策について、消防行政について、地域・市民協働の取組について、行財政改革・行政事業レビューについて、地方創生について、デジタル化について、その他、当委員会の所管する事項とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、繰り返しとなりますが、マイナンバーカード（情報管理）について、公共施設マネジメントについて、収納・滞納対策について、消防行政について、地域・市民協働の取組について、行財政改革・行政事業レビューについて、地方創生について、デジタル化について、その他、当委員会の所管する事項とすることに決定いたしました。

また、ただいま決定いたしました事項を会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしたいと思います。

行政視察調査日程について

- 委員長　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局　案といたしましては、10月3日月曜日から10月7日金曜日までと、10月31日月曜日から11月2日水曜日までの2案となっております。この中から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思います。以上です。

- 委員長　ただいまの説明による2案につきまして、御意見等ございますか。

- 堀委員　10月の頭がいいと思います、私は。

- 委員長　それでは、行政視察調査の日程については、10月3日月曜日から

10月7日金曜日までの期間で実施し、そのうち何日間で行うのか決めていただきたいと思います。今までは2泊3日で実施されておりました。

〔「2泊3日」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、2泊3日で行政視察調査を実施していきたいと思えます。

行政視察の調査先及び調査項目について

- 委員長　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお願いしたいと思います。どこかよい候補地はございますでしょうか。

〔「正・副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　正・副委員長に一任とのことですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議もないようでございますので、それでは正・副委員長で協議し、決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

- 委員長　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会、会議や視察がないところになるろうかと思えます。また、御講師の都合もございますので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御意見いただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

- 委員長　それでは、また何か御意見や御提案がございましたら、正・副委員長までお知らせください。

9月の委員会の折に、皆様方の御意見、御提案などを踏まえて、改めて御相談いたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

私、今回初めて総務委員長をさせていただきました。途中、議事進行が滞ったりだとか、あるいは皆様……。

〔「ありませんでしたよ、そんなことは」と呼ぶ者あり〕

○委員長　皆様に御迷惑や何かお気遣いをさせてしまったことがあったかと思いますが、この場を借りて感謝いたします。今後とも、副委員長は2期目でございますが、私は1期目でございますので、お助けいただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げますといたしまして、以上で総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時38分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 田村徳周